

Okakenkyo News Letter

2022
3月
823号

岡山県建設業協会 会報



- ② 契約者割戻金制度の導入について
- ④ 岡山県建設政治連盟・自由民主党岡山県建設業支部の収支報告について
- ⑤ 岡山県下公共工事の動向（2月分）
- ⑦ 建災防だより
- ⑨ 建退共だより
- ⑩ 電子保証のご案内
- ⑪ 法律相談コーナー
- ⑫ 令和4年度技術検定試験・受験準備講習会等の日程について
- ⑭ 建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑮ 建設業総合補償制度のご案内
- ⑯ 岡山県からのお知らせ

備中国分寺[総社市] (提供：岡山県観光連盟)

公益財団法人 建設業福祉共済団より

令和 4 年 4 月 1 日から建設共済保険に新制度を導入いたします。

《 契約者割戻金制度の導入について 》 掛金負担がより軽減されます！！

公益財団法人 建設業福祉共済団は、平成 25 年に厚生労働省及び国土交通省から特定保険業の認可を取得すると同時に、内閣府の認定を受けて、保険事業ほか 2 事業を公益目的事業として運営する公益財団法人に移行しました。

それ以降、公益法人に課せられた「収支相償の原則」（収支ゼロないしマイナス）を遵守するため、平成 27 年度には無事故割引率を 2 割拡大して掛金負担の低減を図り、平成 28 年度からは剰余金の計画的な解消策として「労働安全衛生推進事業」を立ち上げて労働安全衛生用品の頒布などご契約者様への還元を行って参りました。

こうした中、今般、「収支相償の原則」を恒久的に満たす新たな仕組みとして、建設共済保険の普通保険約款等の改定を行い、毎年の保険事業の決算における経常収支の剰余金を原資とした「契約者割戻金制度」を令和 4 年 4 月 1 日より導入し、令和 5 年度からお支払いいたします。

今後とも建設共済保険の一層の充実に努めて参りますので、変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◆契約者割戻金制度の概要

令和 4 年度から建設共済保険の決算日（3 月 31 日）において有効に成立している保険契約を対象とした契約者割戻金制度を導入いたします（割戻金のお支払いは同年度決算終了後の令和 5 年度からになります）。

契約者割戻金制度とは、毎年の保険事業の決算〔お振り込みいただいた掛金全体のうち保険料相当分にあたる 82%（契約開始日が令和 3 年 9 月 30 日以前の場合は 85%）〕において経常収支の剰余金が発生した場合に、その全額を原資として主務官庁の認可を得た所定の方法により計算した金額をご契約者様に割り戻す制度であり、割戻金が支払われることにより掛金の負担が軽減されます。

なお、経過措置として令和 2 年度および令和 3 年度の決算に対してもそれぞれ同制度を遡及して適用し、対象となるご契約者様には令和 4 年度分とあわせて令和 5 年度に一括してお支払いします。

契約者割戻金制度の Q&A

Q1 全契約者が対象ですか。

A1 令和 4 年度分の場合、令和 5 年 3 月末時点で有効に成立している建設共済保険の全契約者様が対象になります。

Q2 契約者割戻金は自社で計算できますか？

A2 ご契約者様で割戻金を算出することはできません。
割戻金の計算は、経過保険料や割戻率等を算出するため、令和 4 年度分の場合、当財団で計算した割戻金のご案内を令和 5 年 8 月頃に通知いたします。

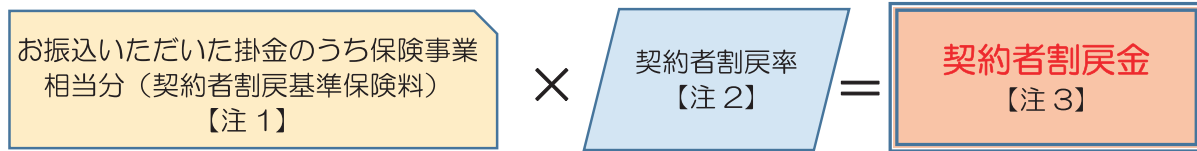
Q3 掛金が少額の場合、契約者割戻金はありますか。

A3 割戻金の最低金額は 100 円とさせていただいており、割戻金計算の結果、それ以上の金額であった場合にお支払いします。

Q4 なぜ契約者割戻金の原資は過去 3 ヶ年の平均値なのでしょうか？

A4 保険の特質上、剰余金の額は年度によって大きく変動することもあり、年度間の衡平性と制度の安定性を確保するために、過去 3 ヶ年の平均値を採用することとしました。

〔契約者割戻金の算出イメージ〕



注 1：契約者割戻金の基準となる保険料（契約者割戻基準保険料）は、契約者割戻金を支払う保険契約の当事業年度における経過保険料（当事業年度中の保険期間に対応する保険料とし、事業年度を跨る保険料については事業年度ごとの保険料を区分して算出）になります。

〔当財団の事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日〕

《 事 業 年 度 》

《 8 月に新規加入したご契約者様の場合 》

《 8 月に契約更新したご契約者様の場合 》

注 2：契約者割戻金の原資となる剰余金は、年度間の衡平性と制度の安定性を確保するため、当事業年度を含む過去 3 ヶ年の平均値を用いて延べ払いされることとなりますが、この平均値を当事業年度における契約者割戻基準保険料の総額で除した値が契約者割戻率になります。

注 3：契約者割戻基準保険料に割戻率を乗じた値（10 の位を四捨五入して 100 円単位）が個々のご契約者様にお支払いする契約者割戻金になります。

ただし、契約者割戻率が 0（剰余金が 3 年連続して 0）となった年度分の割戻金はありません。また、契約者割戻金の額が 100 円に満たないご契約者様、当事業年度の決算日（3 月 31 日）において保険契約が有効に成立していないご契約者様には支払いはありません。

なお、契約者割戻金は、年間完成工事高契約および関連事業契約にあっては、翌事業年度の 9 月末日までに、甲型共同企業体契約にあっては、共同企業体契約の保険料の精算日が属する事業年度の翌事業年度の 9 月末日までにお支払いします。

詳しい情報、掛金試算などは下記連絡先にお問い合わせください。

公益財団法人 建設業福祉共済団

TEL:03-3591-8451 FAX:03-3591-8474

<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険 検索

岡山県建設政治連盟の収支報告について 自由民主党岡山県建設業支部

政治団体の決算は、政治資金規正法の規定により暦年となっており、決算終了後3ヶ月以内に収支報告を岡山県選挙管理委員会に提出することが義務付けられております。

「岡山県建設政治連盟」「自由民主党岡山県建設業支部」両政治団体の令和3年度決算についてさる1月14日に監査を受け、3月1日に開催された地区代表者会において承認を得ましたので、その概要を掲載いたします。

○岡山県建設政治連盟

令和3年度収支報告書

自 R3. 1. 1
至 R3. 12. 31 (単位:円)

収入の部

| 項目 | 決算額 | 予算額 | 差異 | 備考 |
|--------|-----------|-----------|---------|-------------|
| 会費 | 1,665,000 | 1,671,000 | △ 6,000 | 3,000円×555名 |
| その他の収入 | 50 | 42 | 8 | 預金利子 |
| 前期繰越金 | 5,596,598 | 5,596,598 | 0 | |
| 合計 | 7,261,648 | 7,267,640 | △ 5,992 | |

支出の部

| 項目 | 決算額 | 予算額 | 差異 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 経常経費 | 47,890 | 50,000 | △ 2,110 | 会費請求書用紙印刷代他 |
| 政治活動費 | 1,133,784 | 7,217,640 | △ 6,083,856 | |
| 合計 | 1,181,674 | 7,267,640 | △ 6,085,966 | |

翌年度への繰越額 7,261,648円－1,181,674円 = 6,079,974円

○自由民主党岡山県建設業支部

令和3年度収支報告書

自 R3. 1. 1
至 R3. 12. 31 (単位:円)

収入の部

| 項目 | 決算額 | 予算額 | 差異 | 備考 |
|--------|---------|---------|---------|------|
| 党費 | 657,800 | 664,300 | △ 6,500 | |
| その他の収入 | 0 | 1 | △ 1 | 預金利子 |
| 前期繰越金 | 183,405 | 183,405 | 0 | |
| 合計 | 841,205 | 847,706 | △ 6,501 | |

支出の部

| 項目 | 決算額 | 予算額 | 差異 | 備考 |
|-------|---------|---------|-----------|------------|
| 経常経費 | 330 | 330 | 0 | 残高証明書発行手数料 |
| 政治活動費 | 657,800 | 847,376 | △ 189,576 | 党費還付金 |
| 合計 | 658,130 | 847,706 | △ 189,576 | |

翌年度への繰越額 841,205円－658,130円 = 183,075円

岡山県下公共工事の動向 〈2月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和4年2月）

| 区 分 | 当 月 | | 累 計 | |
|--------|------|---------|--------|---------|
| | 件 数 | 請 負 金 額 | 件 数 | 請 負 金 額 |
| 令和3年度 | 168件 | 86億円 | 3,611件 | 1,569億円 |
| 増 減 率 | 3.7% | 12.7% | ▲3.4% | ▲2.5% |
| 令和2年度 | 162件 | 76億円 | 3,738件 | 1,609億円 |
| 令和元年度 | 168件 | 71億円 | 4,455件 | 1,771億円 |
| 平成30年度 | 328件 | 101億円 | 4,034件 | 1,412億円 |

【1】当月の状況

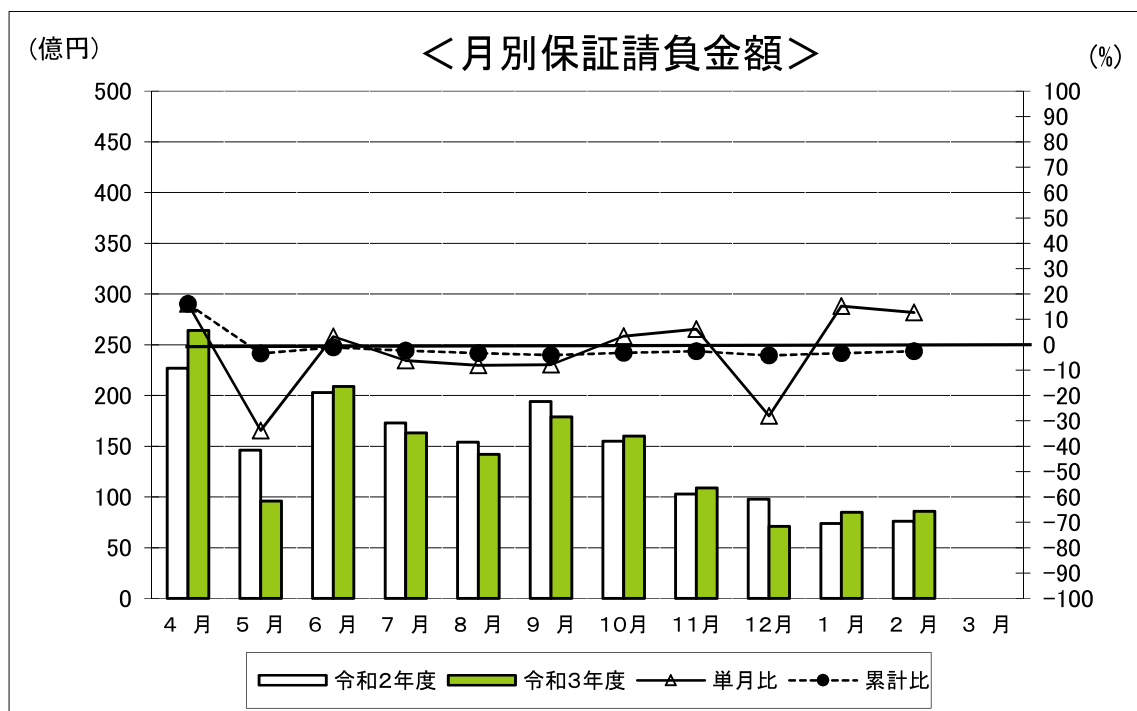
2月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で3.7%増の168件、請負金額は12.7%増の86億円となった。

発注者別の請負金額でみると「独立行政法人等」で83.0%減、「市町村」で52.5%減となったものの、「国」で196.0%増、「県」で19.7%増、「その他の公共的団体」で44.8%増となった。

【2】累計(令和3年4月～令和4年2月)

2月末累計では、件数は前年同月比で3.4%減の3,611件、請負金額は2.5%減の1,569億円となった。

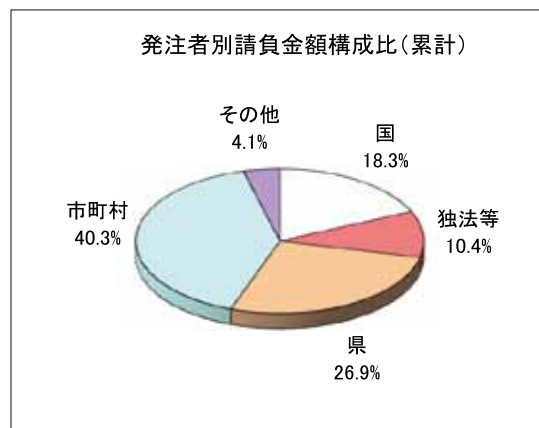
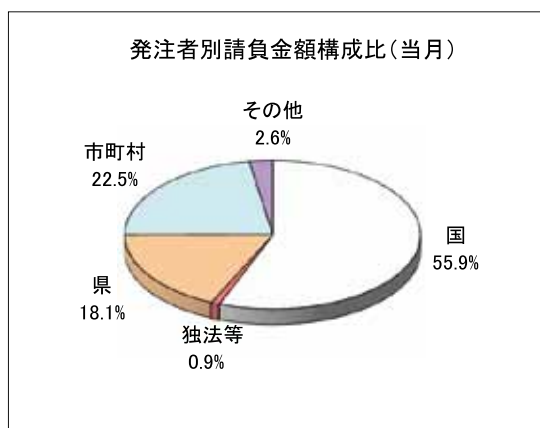
発注者別の請負金額で見ると、「国」で17.3%増、「県」で7.1%増、「その他の公共的団体」で48.8%増となったものの、「独立行政法人等」で17.3%減、「市町村」で13.3%減となった。



Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

| 区分 発注者 | 当 月 | | 増減率(%) | | 累 計 | | 増減率(%) | |
|-----------|-----|-------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|
| | 件数 | 請負金額 | 件数 | 請負金額 | 件数 | 請負金額 | 件数 | 請負金額 |
| 国 | 12 | 4,843 | 71.4 | 196.0 | 177 | 28,660 | 9.9 | 17.3 |
| 独法等 | 1 | 81 | ▲ 66.7 | ▲ 83.0 | 58 | 16,304 | ▲ 30.1 | ▲ 17.3 |
| 県 | 96 | 1,572 | 43.3 | 19.7 | 1,506 | 42,195 | ▲ 3.2 | 7.1 |
| 市町村 | 55 | 1,952 | ▲ 32.9 | ▲ 52.5 | 1,814 | 63,328 | ▲ 4.3 | ▲ 13.3 |
| その他 | 4 | 222 | 33.3 | 44.8 | 56 | 6,419 | 33.3 | 48.8 |
| 合 計 | 168 | 8,671 | 3.7 | 12.7 | 3,611 | 156,909 | ▲ 3.4 | ▲ 2.5 |



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

| 区分 地区 | 当 月 | | | 累 計 | | |
|----------|-------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | 請負金額 | 増減率(%) | 構成比 | 請負金額 | 増減率(%) | 構成比 |
| 岡山地区 | 3,082 | 88.3 | 35.5% | 63,348 | 16.3 | 40.4% |
| 東備地区 | 473 | 3.5 | 5.5% | 5,575 | ▲ 47.7 | 3.6% |
| 倉敷地区 | 1,697 | ▲ 48.9 | 19.6% | 36,059 | ▲ 2.2 | 23.0% |
| 井笠地区 | 2,255 | 128.8 | 26.0% | 17,640 | 12.9 | 11.2% |
| 高梁地区 | 60 | ▲ 53.6 | 0.7% | 3,686 | ▲ 41.4 | 2.3% |
| 新見地区 | 7 | ▲ 97.8 | 0.1% | 2,822 | ▲ 55.2 | 1.8% |
| 真庭地区 | 625 | 170.8 | 7.2% | 10,571 | ▲ 24.8 | 6.7% |
| 津山地区 | 241 | ▲ 16.9 | 2.8% | 10,754 | 5.0 | 6.9% |
| 勝英地区 | 226 | ▲ 27.8 | 2.6% | 6,449 | 0.6 | 4.1% |
| 合 計 | 8,671 | 12.7 | 100.0% | 156,909 | ▲ 2.5 | 100.0% |

(建災防だより)

講習会等のお知らせ

令和4年4月～5月

◎作業主任者技能講習

- ・足場の組立て等作業主任者 4月11日～12日 (岡山建設会館)
- ・型枠支保工の組立て等作業主任者 5月16日～17日 (岡山建設会館)

◎能力向上教育等の安全衛生教育

【岡山県入札参加資格の格付けにかかる主観点の加点対象教育】

- ・職長・安全衛生責任者教育 4月18日～19日 (岡山建設会館)
- ・安全衛生責任者教育(職長のためのリスクアセスメント教育) 5月20日 (岡山建設会館)
- ・安全衛生推進者能力向上教育(初任時) 5月25日 (岡山建設会館)

◎その他の教育 ☆新規教育

- ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 4月8日 (岡山建設会館)
- ・建築物石綿含有建材調査者講習会(一般調査者講習) 4月13日～14日 (岡山建設会館)
- ・建築物石綿含有建材調査者修了考査 4月22日 (岡山建設会館)
- ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 5月13日 (岡山建設会館)

お知らせ!

第12回「リスクにチャレンジ!岡山」運動の展開について!

死亡、重篤な労働災害を撲滅するため、昨年10月1日から本年4月31日迄標記運動を展開しております。つきましては、当運動に参加して労働災害防止活動を盛り上げていただきますようお願いいたします。
※運動用品・新型コロナウイルス感染防止対策等は支部ホームページ参照

建築物石綿含有建材調査者講習会の開催について

飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症する恐れがあることから、平成18年9月から石綿の輸入、製造、使用などが禁止されていますが、国土交通省の推計では、吹付アスベスト等を含む建築材料を使用している建築物等の解体工事が今後増加し、令和10年頃解体等のピークを迎えるとされております。

そのため、令和3年4月1日より石綿障害予防規則を改正し、建築物の解体時等のばく露防止対策が強化され、解体・改修工事開始前の石綿調査を実施することができる者として「建築物石綿含有建材調査者」制度が新たに設置されました。当支部は昨年10月から「建築物石綿含有建材調査者講習会」(一般・一戸建て等)を実施しております。(詳細は、建災防岡山県支部のホームページを参照ください。)

※ 石綿作業主任者技能講習修了者が本教育の受講資格者に追加されました。

建設業年度末労働災害防止強調月間について!

県下における建設業の労働災害が増加しているなか、労働災害が多発傾向にある年度末を迎え、本強調月間を契機として、墜落・転落災害の防止等をはじめとした労働災害防止活動をより積極的に展開して下さい。

期間 令和4年3月1日～3月31日

※実施内容は「実施要領」を参照ください。

建設業労働災害防止協会 岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 TEL086-225-4132 Fax086-225-5392
ホームページ [文字検索] 建災防 岡山県支部



「建設業年度末労働災害防止強調月間」 「STOP! 転倒災害プロジェクト」用品

2022
3.1
 ▼
3.31

ポスター B2判(73×52cm)定価 各¥220 会員価格 各¥200
社名印刷(有料)各 50 枚以上

No.1 760401 やました みづき
山下 美月



No.2 760402 作業員と桜



のぼり ポリエステル製 社名印刷(有料)
(240×70cm) 各 5 枚以上

定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600
880610 (年度末) **880611** (春の真岡 真岡鐵道と菜の花)



ワッペン

ビニール製
(7.5×6cm)
(10 枚 1 組)
780630

定価 ¥960
会員価格 ¥860
社名印刷(有料)
50 組以上



横幕

880620
ポリエステル製 (70×220cm)
定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600



タオル

880140
社名印刷(有料) 10 組以上
(220 巾 34×85cm) 10本1組
定価 ¥3,560 会員価格 ¥ 3,210



STOP! 転倒災害プロジェクト用品

(重点取組期間 2月、6月)

ポスター

760601
やました
山下 美月
B2判(73×52cm)
定価 ¥220
会員価格 ¥200
社名印刷(有料)
50 枚以上



のぼり

880810
ポリエステル製 (240×70cm)
定 価 ¥1,780
会員価格 ¥1,600
社名印刷(有料)
5 枚以上



* 表示価格：消費税込み

※詳しくは建設の安全 1・2月合併号をご覧ください。

※ご注文はお早めに建災防岡山県支部へ

(建退共だより)

令和4年度より
「加入・履行証明書」
発行における

審査が 厳格化されます!

既にお知らせしておりますとおり、「加入・履行証明書」の発行については、令和4年4月1日受付分より、国土交通省の指示を受け改定した新発行基準に基づき、厳格な審査を行います。決算期間内に履行すべき事項が適正に行われていることが確認できない場合は、証明書の発行はできません。

- ◎証明願の受付・証明書発行は原則郵送対応
- ◎証明発行までの期間は2週間程度の余裕を持って
- ◎提出書類の書式は新様式(令和3年度改定)で

※証紙は、毎月1回、給料日までに貼り付けることが法令で定められています。

加入・履行証明書発行基準等、詳細は下記まで

けんたいきょう

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 岡山建設会館1階

<http://okayama-kentaikyo.jp>

TEL.086-225-4133

保証証書の電子化 電子保証のご案内

WEBで完結



お客様



発注者

令和4年5月
運用開始

Attention!!

「前払金保証」と「契約保証」の保証証書は、電子証書でのご提供が可能となりました。

対象発注者 国土交通省 ※対象は順次拡大予定

受取から提出にかかる時間の削減!! ↓ リモートワークにも対応! 業務効率アップ!! ↑

電子保証とは?

書面の「保証証書」に代わり「電子証書」(保証証書に記載する内容が記録されたデータ)を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。

ご利用の要件

- ① 発注者が電子保証に対応していること
- ② お客様が「e-Net保証」を利用し保証申しいただくこと

対象の保証証書

前払金保証(中間前払金を含む)及び契約保証
※契約保証予約は対象外



電子保証の仕組み

お客様



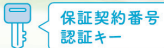
① 保証申込 (e-Net保証にて)

③ 電子証書・認証キー登録のお知らせ

④ 電子証書の確認・
認証キーの取得

Access

⑤ 保証契約番号・認証キー
の提出 (認証キー等のお知らせ)



当社

インターネット保証サービス e-Net 保証

② 電子証書・認証キー※
(保証契約締結後に表示)



※発注者がD-Sure(発注者用保証確認サービス)において
電子証書を開覧するために必要となる暗証番号

発注者



⑥ 電子証書の開覧

Access



D-Sure
(発注者用保証確認サービス)
NDI
日本電子認証(株)



第141回 男性の育児休業

●相談内容●

育児休業の制度が変わると聞きました。どのように変わったのでしょうか。また、どのように対応すればよいのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

背景

厚労省の調査によると、5割弱の女性が出産・育児により離職しています。また、男性の家事・育児時間が長くなるほど女性が離職しにくくなり、第2子以降の出生割合も高くなる傾向にあります。日本の男性の家事・育児時間は国際的にみても低水準です。

少子化・高齢化による縮小スパイラルに立ち向かうためには、出産・育児による離職を防ぎ、仕事と育児を両立することができる社会を実現しなければなりません。そのような観点から、育児・介護休業法が改正されました。キーワードは、男性の育児休業（あるいは、男性「も」育児休業）です。

改正のポイントと対応

改正のポイントを簡単に確認しておきましょう。

- ①会社は、育児休業を円滑に取得することができるようにするため、必要な措置を講じなければならないとされました。具体的には、研修の実施、相談体制の整備、自社の育児休業取得事例の収集・提供、自社の育児休業制度の周知です。
- ②会社は、従業員から妊娠・出産の申し出があった場合、個別に育児休業制度を周知し、育児休業取得の意向を確認しなければならないとされました。育児休業を取得するつもりはないと明言している従業員に対しても、個別の周知と意向確認をしなければなりません。
- ③有期雇用の従業員の育児休業の取得要件が緩和されました。具体的には、「引き続き雇用された期間が1年以上」という要件がなくなります。有期雇用の従業員に適用される就業規則に同じ要件を定めている場合は、就業規則を変更する必要があります。
- ④育児休業を2回に分割して取得できるようになりました。また、育児休業の制度とは別に、出生時育児休業（通称「産後パパ育休」）の制度が新設されました。これにより、
 - ・産休中：パパが産後パパ育休を取得してママをサポートすることができる
 - ・産休後：ママが長期の育休を取得し、パパが分割の育休を取得してママをサポートすることもできるし、ママとパパが交代で分割の育休を取得しながら仕事と育児を両立することもできる

というわけです。この制度は10月1日から施行されますから、それまでに就業規則を変更する必要があります。

育休元年

今年は男性の育休元年とも言われています。育児休業を円滑に取得することができるかという点も、今後は会社の評価として重視されそうです。

会社としては、従業員の育児休業取得を推奨することと並行して、従業員が育児休業を取得しても業務が回るようなマネジメントをする必要があると思います。

令和4年度 技術検定・受験準備講習会等の日程について

令和4年度に実施される技術検定・受験準備講習会等の実施機関と日程は次のとおりです。
 受験・受講を希望される方は参考にしてください。

| 技術検定 | 受験準備講習会等 |
|--|--|
| <p>1・2級土木施工管理技術検定 1・2級管工事施工管理技術検定 1・2級電気通信工事施工管理技術検定 1・2級造園施工管理技術検定 土地区画整理士技術検定 《指定試験機関》 (一財)全国建設研修センター https://www.jctc.jp/ TEL 土 木 (042)300-6860 管工事 (042)300-6855 電気通信工事 (042)300-0205 造園・土地区画整理士 (042)300-6866</p> | <p>◎ 1・2級土木施工管理技術検定(1級第1次、 2級種別:土木)受験準備講習会 主催 (公財)岡山県建設技術センター https://www.octc.or.jp/ TEL (086)284-4510</p> |
| <p>1・2級建築施工管理技術検定 1・2級電気工事施工管理技術検定 《指定試験機関》 (一財)建設業振興基金 https://www.fcip-shiken.jp/ TEL 試験研修本部 (03)5473-1581</p> | <p>◎ 1・2級建築、管工事、電気工事、電気通信 工事施工管理技術検定(第1次・第2次) 及び1級土木施工管理技術検定(第2次) 受験準備講習会 主催 (一財)地域開発研究所 https://www.ias.or.jp/jyuku/ TEL (03)3235-3601</p> |
| <p>1・2級建設機械施工管理技術検定 《指定試験機関》 (一社)日本建設機械施工協会 https://jcmanet-shiken.jp/ TEL 試験部 (03)3433-1575</p> | <p>◎ 1・2級建設機械施工管理技術検定(筆記) 受験対策eラーニング講座 主催 (一財)建設物価調査会 講習会業務代行(株)建設物価サービス https://book.kensetu-navi.com/ TEL (03)5649-8581</p> |
| <p>建設業経理士検定・建設業経理事務士 (一財)建設業振興基金 https://www.keiri-kentei.jp/ TEL (03)5473-4581</p> | <p>◎ 建設業経理事務士特別研修(3級・4級) 主催 (一財)建設業振興基金 https://www.keiri-kentei.jp/training/ TEL (03)5473-4581</p> |

令和4年度技術検定 実施日程・願書販売先 (書面受付の場合)

インターネット申込・技術検定の詳細については各機関にお問い合わせ下さい。

| | 級別 | 申込書販売開始※郵送販売は7日前に締切 | | 実施機関 | 申込受付期間 ※消印有効 | 試験日 | 合格発表日 |
|---|----|---------------------|---------|---|-----------------|--------------|--------------|
| | | 申込書販売場所 | | | | | |
| 土 木 | 1級 | 第1次検定 | R4.2.18 | (一財)全国建設研修センター 土木試験課 TEL(042)300-6860 | R4.3.17~3.31 | R4.7.3 | R4.8.18 |
| | | 第2次検定 | | | | R4.10.2 | R5.1.13 |
| | 2級 | 第1次検定(前期)(種別土木) | R4.2.18 | | R4.3.2~3.16 | R4.6.5 | R4.7.5 |
| | | 第1次検定(後期) | R4.6.20 | | R4.7.6~7.20 | R4.10.23 | R5.1.13 |
| | | 第1次検定・第2次検定 | | | | | R5.2.1 |
| 第2次検定 | | | | | | | |
| (公財)岡山県建設技術センター TEL(086)284-4510 (一財)全国建設研修センター(右記) | | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | |
| 管 工 事 | 1級 | 第1次検定 | R4.4.11 | (一財)全国建設研修センター 管工事試験課 TEL(042)300-6855 | R4.5.6~5.20 | R4.9.4 | R4.10.6 |
| | | 第2次検定 | | | | R4.12.4 | R5.3.1 |
| | 2級 | 第1次検定(前期) | R4.2.18 | | R4.3.2~3.16 | R4.6.5 | R4.7.5 |
| | | 第1次検定(後期) | R4.6.27 | | R4.7.12~7.26 | R4.11.20 | R5.1.20 |
| | | 第1次検定・第2次検定 | | | | | R5.3.1 |
| 第2次検定 | | | | | | | |
| (公財)岡山県建設技術センター TEL(086)284-4510 (一財)全国建設研修センター(右記) | | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | |
| 電 気 通 信 工 事 | 1級 | 第1次検定 | R4.4.11 | (一財)全国建設研修センター 電気通信工事試験課 TEL(042)300-0205 | R4.5.6~5.20 | R4.9.4 | R4.10.6 |
| | | 第2次検定 | | | | R4.12.4 | R5.3.1 |
| | 2級 | 第1次検定(前期) | R4.2.18 | | R4.3.2~3.16 | R4.6.5 | R4.7.5 |
| | | 第1次検定(後期) | R4.6.27 | | R4.7.12~7.26 | R4.11.20 | R5.1.20 |
| | | 第1次検定・第2次検定 | | | | | R5.3.1 |
| 第2次検定 | | | | | | | |
| (公財)岡山県建設技術センター TEL(086)284-4510 (一財)全国建設研修センター(右記) | | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | |
| 造 園 | 1級 | 第1次検定 | R4.4.11 | (一財)全国建設研修センター 造園試験課 TEL(042)300-6866 | R4.5.6~5.20 | R4.9.4 | R4.10.6 |
| | | 第2次検定 | | | | R4.12.4 | R5.3.1 |
| | 2級 | 第1次検定(前期) | R4.2.18 | | R4.3.2~3.16 | R4.6.5 | R4.7.5 |
| | | 第1次検定(後期) | R4.6.27 | | R4.7.12~7.26 | R4.11.20 | R5.1.20 |
| | | 第1次検定・第2次検定 | | | | | R5.3.1 |
| 第2次検定 | | | | | | | |
| (公財)岡山県建設技術センター TEL(086)284-4510 (一財)全国建設研修センター(右記) | | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | |
| 建 築 ・ 電 気 工 事 | 1級 | 第1次検定 | R4.1.14 | (一財)建設業振興基金 試験研修本部 TEL(03)5473-1581 | R4.1.28~2.10 | R4.6.12 | R4.7.15 |
| | | 第2次検定(第1次検定免除者) | | | | R4.10.16 | R5.1.27 |
| | 2級 | 第1次検定(前期) | R4.1.14 | | R4.1.28~2.10 | R4.6.12 | R4.7.5 |
| | | 第1次検定(後期) | R4.6.21 | | R4.7.5~7.19 | R4.11.13 | R5.1.20 |
| | | 第1次検定・第2次検定 | | | | | R5.1.27 |
| 第2次検定(第1次検定免除者) | | | | | | | |
| (公財)岡山県建設技術センター TEL(086)284-4510 (一財)建設業振興基金(右記) | | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | |
| 建 設 機 械 | 1級 | 第1次検定 | R4.2.1 | (一社)日本建設機械施工協会 試験部 TEL(03)3433-1575 | R4.2.15~3.31 | R4.6.19 | R4.8.2(予定) |
| | | 第2次検定(筆記) | | | | R4.8月下旬~9月中旬 | R4.11.16(予定) |
| | | 第2次検定(実技) | | | | | |
| | 2級 | 第1次検定(第1回) | R4.9.16 | | R4.6.19 | R4.8.2(予定) | |
| | | 第2次検定(筆記) | | | R4.8月下旬~9月中旬 | R4.11.16(予定) | |
| 第2次検定(実技) | | | | | | | |
| (一社)岡山県建設業協会※窓口販売のみ TEL(086)225-4133 (一社)日本建設機械施工協会中国支部 TEL(082)221-6841 | | | | ※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい | | | |

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

建設共済保険（法定外労災補償制度）

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

建設共済保険は建設業界の声を受けて生まれた制度です！

建設業協会と建設業福祉共済団の協力関係について

1. 建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省（現：国土交通省）及び労働省（現：厚生労働省）の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

また、運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上（増進）や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。

2. 各都道府県建設業協会と事務委託契約を締結しています。

建設業福祉共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

また、当共済団の理事及び評議員の半数以上は建設業界から就任いただいております。さらに制度改革などを審議する運営専門委員会には各地域の建設業協会の専務理事に就任いただくなど、建設業界の声を反映しやすい組織運営になっています。

3. 「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

建設業福祉共済団では、広く建設業界のお役に立てるよう次のような事業を行っています。

- ① 契約者を対象にした事業〈労働安全衛生推進事業〉
- ② 被災者を対象にした事業〈育英奨学事業〉
- ③ 建設業界を対象にした事業〈一般助成事業など〉

建設関係団体の実施する建設業の担い手確保・育成等の社会貢献、公益事業活動に対して助成を行っています（協会が実施する「i-Construction及び働き方改革研修会」への助成等）。

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害（障害1～7級、傷病1～3級）を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

【建設共済保険の特長】（年間完成工事高契約）

- ① 建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ② 災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③ 同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④ 元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤ 代表者（保険契約者）も補償（従業員300人以下の場合）
- ⑥ 経営事項審査において15点の加点

【育英奨学事業】

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ  0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

検索

一般社団法人岡山県建設業協会会員の皆さまへ

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを年間包括補償いたします！

建設業総合補償制度のご案内

◆◆ 毎月中途加入も可能です！！ ◆◆

補償制度の特徴

① 会員専用の補償制度で保険料が割安

会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより
個別加入と比較して低廉な保険料

割安

② 年間包括契約方式で加入手続きが簡単

保険期間内の工事全てが補償の対象となり
保険の加入を忘れる心配がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)

簡単

③ 無料法律相談

補償制度加入者限定のサービスとして
建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます

安心
サポート

④ 自社所有建機等もカバー

工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能！！

幅広い

事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万が一事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。※詳細は「令和3年度版 建設業総合補償制度パンフレット」をご覧ください。



●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山法人営業課 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0703

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

春の交通安全県民運動

『思いやり ゆとりは無事故へ つづく道』

令和4年4月6日(水)～4月15日(金)

【重点目標】

○全国共通の重点目標

- ・子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ・歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ・自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

○岡山県の重点目標

- ・横断歩行者の保護
- ・スピードダウンの励行

○自主重点目標

- ・運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(日)

岡山県交通安全対策協議会

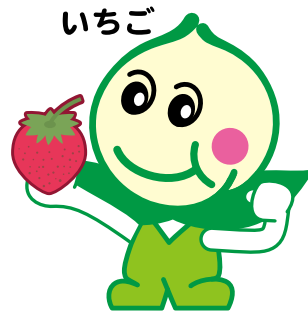
協会日誌

- 4. 2. 9 全建 総務委員会 (WEB開催)
- 4. 2.15 全建 理事会 (WEB開催)
- 4. 2.16 令和4年度岡山県緑化推進協会通常総会
- 4. 2.22 岡山県建築住宅センター(株)取締役会
- 4. 2.22 正副会長会

建災防日誌

- 4. 2. 9 令和3年度(第18回)岡山県アスベスト対策協議会 Web会議
- 4. 2.25 建設業労働災害防止協会支部事務局長会議 Web会議

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

TEL (086) 225 - 4131

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

FAX (086) 225 - 5388

E-mail : info@okakenkyo.jp